

そんなに遠くない昔

1996年頃
まてー
たすけて～
おいきみきみ、まちなさい。

1999年
全国初の飼いネコ適正飼養条例！
おうちは？
迷子で…

小笠原では飼い主のいないネコの対策に取り組み始めていました。

2011年
世界自然遺産登録
ユネスコ世界自然遺産

ネコ対策を含めた外来種への対策が一定の成果を挙げ、今後の対策準備が整ったことも登録の後押しと言われています。

現在
対象をネコからペット全般に発展した条例へ

最近はおそわれることも少なくなって。ほんと。ねえ。

うちに住めてうれしいな。

これまでの経験を活かした新しい条例では“人とペットと野生動物”のより良い関係をつくることを目指します。
※ネコ条例は発展的消滅(廃止)となる予定です。

OGANIMAL お悩み相談室

野生動物チームのお悩み
お天気いいやあ
小笠原で楽しく暮らしていた。

ある日、友人がペット出身の動物におそわれそうになって怖い思いをした。

それからはビクビクしながら暮らしている。

なるほど。安全に暮らしたいと…

ペットチームのお悩み
ヤギ固有種を食べ尽くす
小笠原新聞 週間小笠原 10月
クリーンアール また食べた
ノネコ、ハトをおそう。
過去に逃げ出したペットが野生の動植物をおそい、ニュースに。

小笠原が好き。でもこのまま住んでいてもいいのかな。
ちゃんと家にいるのに。
はあ。これからも小笠原で飼い主と幸せに暮らしたいと…

それからは肩身の狭い思いをしている。

そこで…

小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例

オガさわら

あにまる

オガニマルール
っておぼえてね！

住民説明会

づくりを進めています。

2月14日(金) 19:00～
15日(土) 18:00～

支所大広間

村民意見 募集中

https://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/petjourei_pabcome/

もしくは村環境課の窓口、母島支所の窓口にて、同条例の内容を閲覧できます。

2月10日(月)まで、持参、郵送、FAX、メールによりご意見を受け付けています。
詳細は村民だより1月号または同課ホームページをご覧ください。

問合せ先 小笠原村環境課 2-3111

村民のみなさまへ

オガニマルール は、
令和3年度から始まる予定です。

◆ 準備のため、令和2年度中にペットの飼養状況をうかがう予定です。その際はご協力をお願いします。

◆ ルール開始後の取組にもご理解・ご協力をお願いします。

ルール ができたら、
◆ 新たなペットを30日を越えて飼う際は村役場で登録してください。

◆ 他の**オガニマル** への餌やりはダメです。

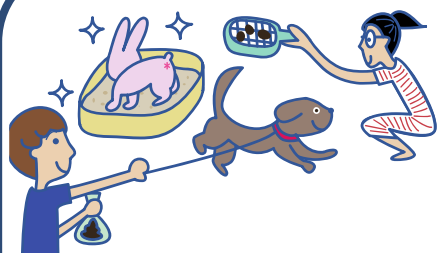
島内で捕まえた動物の取扱い

◆ 島内にいるグッピーやコオロギなどの動物を捕まえて飼う場合も、30日を越えると登録が必要です。

◆ もしも自然に返す場合、本来の自然に影響が出ないよう、元々いた所と違う所に放さないようにしましょう。

飼い主のみなさまへ

ルール ができたら“お願い”から“義務”へ



◆ 人に迷惑をかけないようにルールやマナーを守る、ペットを清潔にするなど、これまでどおり、きちんと飼いましょう。

◆ ペットの健康と安全に気を配り、さいごまで大切に飼いましょう。

◆ 「飼い主の会」に入り、協力し合ってペットを飼いましょう。

◆ 無責任に捨てない！ 逃がさない！

ネコ イヌ の飼い主さん

◆ これまでどおり、新たに飼う際は村役場で登録してください。

◆ ペットの健康と安全に配慮しつつ、飼い主がわかるようマイクロチップを装着させましょう。

◆ ペットの健康と安全に配慮しつつ、むやみな繁殖を防ぐための避妊・去勢手術をしましょう。

◆ 放し飼いしないようにしましょう。特にネコは室内飼養をお願いします。

◆ 5頭／世帯以内で、きちんと飼い続けましょう。

その他のペット

の飼い主さん

◆ うさぎやハムスター、カメ、鳥、魚、昆虫などのペットを飼っている方も、村役場で登録してください。

◆ 誰のペットかわかるように努めましょう。

◆ むやみな繁殖をさせないように努めましょう。

◆ 逃げられないように工夫して飼いましょう。



ゆくゆくは...

◆ 村外から村内に動物を持ち込み飼う際には、“申告”が必要となる予定です。

◆ 持ち込むことができるペットの種類は、“制限”される予定です。

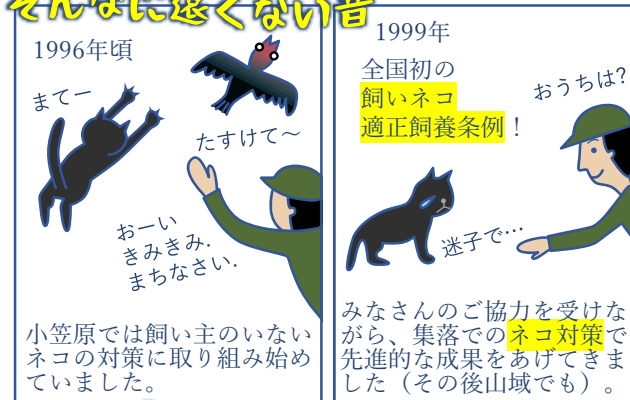
① まず、“登録”を進めることで、村内のペットの飼養状況を把握します。

② 次に、村外からの動物持込みの“申告”を進めることで、村外からのペットの持込み状況を把握します。

③ これらの過程を経て、どのような種類のペットを持ち込んでもよいかを決めていく予定です。



そんなに遠くない昔



OGANIMAL お悩み相談室



そこで…

小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例

オガサワラ

あにまる

オガニマルール
っておぼえてね！

づくりを進めています。

住民説明会

2月16日(日) 18:00～
村役場本庁舎会議室

村民意見 募集中

https://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/petjourei_pabcome/

もしくは村環境課の窓口、母島支所の窓口にて、同条例の内容を閲覧できます。

2月10日(月)

まで、持参、郵送、FAX、メールによりご意見を受け付けています。詳細は村民だより1月号または同課ホームページをご覧ください。

問合せ先 小笠原村環境課 2-3111